

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成23年8月4日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆年金確保支援法の成立について◆

平成23年8月4日、年金確保支援法が衆議院で再可決・成立いたしました。

●法律の正式名称

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律

●主旨

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。(法案提出時の概要説明資料より)

主な内容について、別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

以上



<年金確保支援法の主な内容（【 】内は施行日を表しております。）>

1. 厚生年金基金（厚年基金）及び確定給付企業年金（DB）について

- (1) 加入者等の減少に係る一括拠出掛金の要件拡充（厚年基金及びDB）【公布日】
厚年基金及びDBにおいて、事業譲渡等により加入者等を減少させる場合には、事業所脱退に準じて積立不足を解消するための掛金を事業主が拠出する必要があることが明文化されました。
- (2) 住民基本台帳ネットワークの活用（厚年基金及びDB）【公布日】
厚年基金及びDBは、加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析の業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託し、企業年金連合会経由で住民基本台帳ネットワークの住所情報を取得することができるようになります。
- (3) 厚年基金が解散する場合における特例措置（厚年基金）【公布日】
年金給付等積立金額が最低責任準備金を下回っている基金（特定基金）が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例及び納付の猶予等の特例が5年間の時限措置として認められることとなりました。
(※) 国への返還額に不足する額の解散後5年以内（やむをえない理由があると認められるときは10年以内）での分割納付等が可能となる。
- (4) 老齢給付金の支給開始年齢弾力化（DB）【公布日】
DBにおいて、規約に定めることにより、60歳以上における退職を支給開始要件とすることが可能となります。

2. 確定拠出年金について

- (1) 加入資格喪失年齢の上限引上げ【公布日から2年6ヵ月以内の政令で定める日】
企業型年金において、加入資格の喪失年齢を65歳まで引上げることが可能になります。（現状60歳）
- (2) 加入者拠出（マッチング拠出）の導入【平成24年1月1日】
企業型年金について、一定条件（加入者が拠出する掛金の額が事業主が拠出する掛金の額を超えない等）の下で、加入者自らが掛金を拠出することができるようになります。
- (3) 継続的投資教育の充実【公布日】
加入者の資産運用に関する知識を向上させるために、事業主が投資教育を継続的に実施すべきことが明文化されました。



(4) 住民基本台帳ネットワークの活用【公布日】

確定拠出年金において、加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析の業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託し、企業年金連合会経由で住民基本台帳ネットワークの住所情報を取得することができるようになります。

(5) 自動移換者に係る強制裁定の実施【公布日から2年6ヵ月以内の政令で定める日】

自動移換者に係る給付の方法等を個人年金の規約に定めることとなります。また、老齢給付金の支給を請求することなく70歳に到達した場合は、国民年金基金連合会の裁定に基づき老齢給付金の受給権を確定させることとなります。

(6) 脱退一時金支給要件の緩和【公布日から2年6ヵ月以内の政令で定める日】

企業型年金加入者の資格を喪失した後、個人型年金加入者となることを選択しないで、個人型年金運用指図者となり2年を経過する等一定の要件を満たす者についても、当分の間、脱退一時金の支給請求が可能となります。

3. 国民年金について

(1) 国民年金保険料の納付可能期間の延長【平成24年10月1日までの間において政令で定める日】

無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことが可能となります（施行日から3年間の時限措置）。

納付可能期間の延長：2年⇒10年

(2) 国民年金基金の加入年齢の引上げ【公布日から2年以内の政令で定める日】

60歳から65歳の間国民年金に任意加入した日本国内に住所を有する者について、国民年金基金への加入が認められます。

